

# 神戸市道路占用許可基準要綱の一部改正案の概要

## 1 改正の目的

神戸市では、「神戸市道路占用許可基準要綱」において、道路法及び神戸市道路占用規則に基づく道路占用許可に関する一般的な基準を定めています。

この道路占用許可基準要綱を、社会情勢の変化等に伴い、道路占用の適正化を図るほか、法令の改正等に伴う規定の整理を行うため、一部改正する予定としています。

## 2 改正の主な内容

### (1) 第10条（公衆用ごみ容器等）関係

公衆用すいが入りの設置場所に関する要件を、喫煙者が滞留することで通行支障が生じる影響を考慮し、また、通行者の受動喫煙の防止に配慮し、「歩道上で通行等の支障のない場所」から「歩道上で通行等の支障のない場所、かつ、利用者が滞留し歩行者の通行支障を来たすおそれのない場所」に改めます。

### (2) 別表（道路の地下埋設物件の頂部と路面との距離）関係

付表に規定する浅層埋設管の対象とする管の種類及び管径のうち、ガス事業用のポリエチレン管（JIS K 6774）について、国の取扱いに準じ、「200mm以下のもの」から「300mm以下のもの」に改めます。

### (3) 法令の改正等に伴う規定の整理

法令等の改正に伴う規定の整理、その他用語の統一等の規定の整理を行います。

## 3 施行期日

平成30年4月1日（予定）